

(公社)日本口腔外科学会
会 員 各 位

(公社)日本口腔外科学会
理 事 長 原 田 浩 之
学術委員会委員長 岸 本 裕 充

2026年度 口腔顎顔面外科 海外臨床留学助成制度のお知らせについて

平素は本学会運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、口腔顎顔面外科臨床において、国際的に日々進歩する新規臨床技術の研鑽習得に努めながら国際的視野に立ち、将来の本学会専門医の質の維持および向上、後進の指導に当たる口腔外科専門医を対象として、海外の大学などに留学・研修する費用(滞在費・渡航費)を補助する助成制度を設定いたしました。

つきましては、下記の応募資格などにご留意の上、ご希望される会員の方には応募期間内にご応募いただきますようお願い申し上げます。

2026年度 口腔顎顔面外科 海外臨床留学助成制度の概要

口腔顎顔面外科海外臨床留学助成制度の趣旨

口腔顎顔面外科臨床に於いて、国際的に日々進歩する新規臨床技術の研鑽習得に努め、国際的視野に立ち、将来の(公社)日本口腔外科学会専門医の質の維持および向上、後進の指導に当たる口腔外科専門医を対象として、応募者が希望する海外の大学または総合病院相当の口腔顎顔面外科臨床機関に留学・研修する滞在費及び渡航費を補助することを目的とします。これにより、将来的に(公社)日本口腔外科学会を担う人材の育成と継続的なわが国の医療及び国民の保健向上に貢献することを目的としています。

本制度が助成する臨床留学の専門領域は、口腔がんの切除と再建、口唇口蓋裂等の先天異常、救急・顎顔面外傷、顎変形症等で、これらの疾患や病態に対し、国際的に高い実績と評価を有する専門施設、施設長および研修診療科の診療科長(またはそれに該当する主任医師または歯科医師)のもとでの臨床修練を支援します。

応募期間

2026年6月15日～同年9月30日(当日消印有効)

応募人数

本年度の募集は、2名とする。

ただし、応募者の評価結果により変更する場合があります。

応募時に臨床留学の受け入れ施設の施設長および診療科長の承諾書の提出が必要です。

応募資格

応募資格は、2026年4月1日現在、下記の諸条件をいずれも満たす日本国籍を有する者、または日本への永住が許可されている者とします。

- (1) 満45歳以下であること。
- (2) (一社)日本歯科専門医機構認定 口腔外科専門医であること。
- (3) 国際口腔顎顔面外科専門医(Fellow of the International Board for the Certification of Specialists in Oral and Maxillofacial Surgery: FIBCSOMS)の有効な資格を有すること。
- (4) 原則として2026年10月1日～2027年8月31日の間に出発し、留学が開始できること。
- (5) 留学先で口腔顎顔面外科の臨床討議ができる程度の英語力を有すること。
- (6) 助成の趣旨を達成するための十分な知識と業績を有すること。
- (7) 将来にわたり(公社)日本口腔外科学会において口腔外科専門医、国際口腔顎顔面外科専門医として後進の指導的役割を担うことの誓約書を提出すること。
- (8) 応募者をよく知る、大学の学部長または病院長、および所属講座または診療科の長、本学会の理事などから、3名以上の推薦を受けること。
- (9) 帰国後は、速やかに帰国報告書(留学先での成果、業績など具体的に)を理事会に報告するとともに、日本口腔外科学会総会・学術大会で発表すること。
- (10) 他の海外渡航奨学金の申請および獲得と重複しても構わないが、それを明記すること。
- (11) 帰国後は、(公社)日本口腔外科学会の学術、学会、臨床、研究活動に貢献することを確約すること。

過去の応募者の再応募も可とします(ただし、過去に本助成を受けた者は除く)。傷病・育児・出産その他の事由により考慮が必要な場合は、選考委員会の判断で配慮します。

応募方法

別紙応募書類(HP 参照)

助成方法

留学期間を 6 か月間から 1 年間までとし、渡航費及び滞在費を支給する。

助成金額は、一人総額 300 万円(内訳:渡航費 50 万円, 滞在費 250 万円)、
計 2 名。